

令和6年8月21日（水）
都市経営戦略会議

「（仮称）さいたま市放課後子ども居場所 事業と放課後児童クラブの整備に係る基本 方針（素案）」について

子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課

審議事項

- ◆ 「（仮称）さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（素案）」
について伺います。

資料の構成

- 1 （仮称）さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（素案）
- 2 今後のスケジュール

1 (仮称) さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針 (素案)

1 基本的な考え方

- ・ **利用を希望する全ての児童に安全・安心な放課後の居場所を提供する**ために、放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの両事業により本市の放課後児童対策を実施する。
- ・ 喫緊の課題である**待機児童の早期解消**に取り組む。

2 本市の課題

(1) 待機児童(※)の解消

- ・ 共働き家庭の増加や子育て世代の社会増等により、**放課後児童クラブの利用ニーズが増加**。
- ・ しかし、民設放課後児童クラブを開設する物件の確保が困難なこともあり、利用ニーズの増加に**整備が追い付いていない**。
- ・ **待機児童の解消**は喫緊の課題である。

(2) 保護者負担の軽減

- ・ 民設放課後児童クラブの中には、クラブを利用する保護者が運営に携わっているクラブが**約半数**を占めており、クラブを開設するための物件探しやクラブ運営に係る事務などの**保護者負担の軽減**が課題となっている。

(3) 多様なニーズへの対応

- ・ 社会情勢の変化に伴う、保護者の**働き方の多様化**により、夏休みなど長期休業中のみや短時間の利用といった放課後の居場所に対する**多様なニーズへの対応**が必要。

※待機児童の定義

本市では公設放課後児童クラブに申し込んだが利用できなかった児童のうち、民設放課後児童クラブを利用していない児童数から民設放課後児童クラブの定員の空き数を除いた人数としている。なお、本市の放課後児童対策を実施するにあたっては、公設放課後児童クラブの申し込みの有無に関わらず放課後児童クラブの利用を希望する全ての児童を対象とすることとする。

1 (仮称)さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針 (素案)

3 課題に対する施策

(1) 待機児童の解消

- ・ 放課後子ども居場所事業の導入を基本方針とする
- ・ 早期に放課後子ども居場所事業の導入が困難な学区は、民設放課後児童クラブを整備

(2) 保護者負担の軽減

- ・ 放課後子ども居場所事業の導入
- ・ 民設放課後児童クラブへの支援の拡充

(3) 多様なニーズへの対応

- ・ 放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの両事業により、希望に合った放課後の受け皿を選択可能に

4 整備方針

(1) 放課後子ども居場所事業

- ・ 令和8年度から**本格実施**とし、令和6年度及び令和7年度モデル事業の検証結果を踏まえながら**市域全体へ実施校を展開**。
- ・ **待機児童が生じている学区**もしくは**待機児童が生じることが見込まれる学区**から優先的に導入。
- ・ 保護者が運営する民設放課後児童クラブが設置されている学校においては、保護者負担軽減の観点から、**保護者の意向も踏まえながら導入**。
- ・ 放課後子ども居場所事業には、事業の拠点となる**専用室が学校内や近隣地に必要**となるため、学校内または近隣地に専用室となる放課後児童クラブ室がない学校は、専用室に転用可能な余裕教室等の確保が可能な学校から導入。
- ・ **リフレッシュ工事の基本計画が策定済みの学校**については、学校運営への影響や児童の安全な動線の確保の観点から、工事期間が終了後に導入。

(2) 民設放課後児童クラブ

- ・ 放課後子ども居場所事業を早期に導入できない学区に限り、**民設放課後児童クラブを整備**。

1 (仮称)さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針(素案)

5 民設放課後児童クラブへの支援

- ・放課後児童対策の受け皿の1つとして支援。
- ・国の補助制度に対応し、**委託実施基準の見直しを適切に行う**ことにより、民設放課後児童クラブの運営の更なる安定化を図る。
- ・放課後子ども居場所事業の導入に伴う民設放課後児童クラブへの影響の検証を引き続き行い、必要な支援策について検討する。

【現在検討中の支援策の案】

- ・放課後子ども居場所事業導入による影響が生じた民設放課後児童クラブに対する運営継続のための支援措置(経過措置も検討)
- ・放課後子ども居場所事業導入に伴い廃止する公設放課後児童クラブの学校敷地外専用施設の貸与
- ・経験豊富な放課後児童支援員等を、放課後子ども居場所事業の運営事業者へ紹介
- ・長期契約物件で運営する民設放課後児童クラブがある学区への放課後子ども居場所事業導入時期を配慮

※現時点では検討段階のものであるため、今後、民設放課後児童クラブへの影響の検証を引き続き行い、必要な支援策の制度設計に取り組む。

1 (仮称) さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針 (素案)

6 安全・安心な育成支援環境整備のための支援や国の動向への対応

- ・関係法令に定める基準に従い適切な人員の配置や専用区画面積の確保、設備・備品等の整備、安全管理体制の構築等に取り組む。
- ・放課後子ども居場所事業や放課後児童クラブで働く放課後児童支援員等の人材確保、人材育成のための支援を行う。
- ・国の動向を注視し、制度改正等に適切に対応していく。

7 待機児童の解消

放課後子ども居場所事業の導入と民設放課後児童クラブの整備・運営により、さいたま市総合振興計画実施計画の目標である令和8年4月の待機児童を150人まで減少させ、令和10年4月に待機児童ゼロを達成することを目標とする。

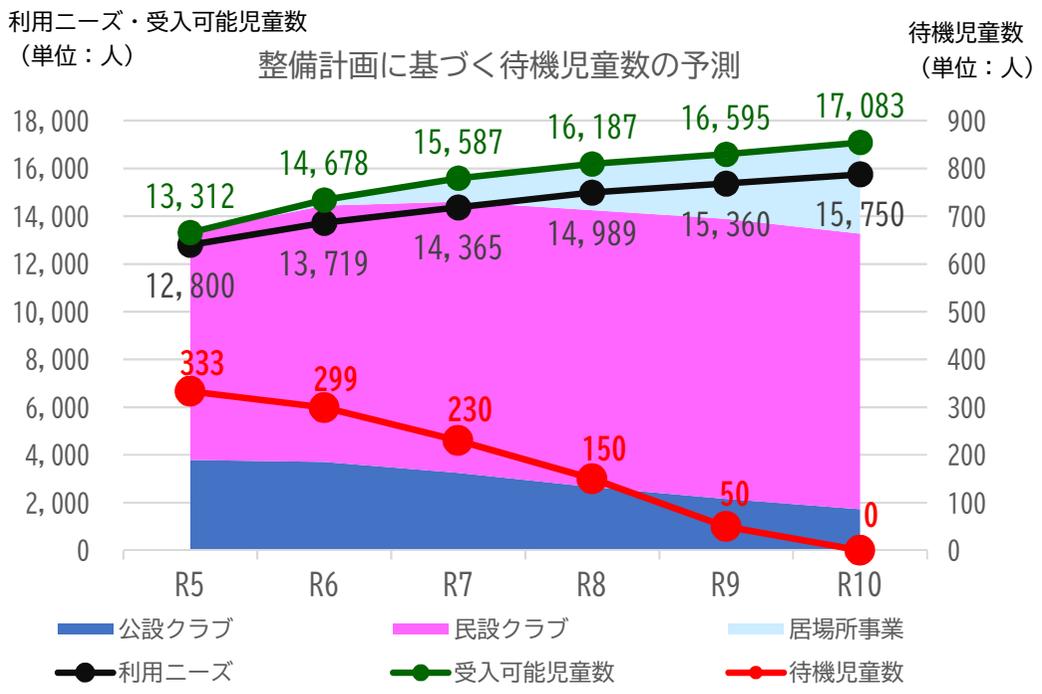
8 その他

- ・各事業の実施にあたっては、子ども、保護者、事業者、関係機関等の意見を聴く機会を設け、それらの意見を勘案しながら、各事業を推進する。
- ・各事業の実施状況に応じて、適宜本方針の見直しを行う。

1 (仮称) さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針 (素案)

9 令和10年度までの整備計画

放課後子ども居場所事業の導入と民設放課後児童クラブの整備・運営により、さいたま市総合振興計画実施計画の目標である令和8年4月の待機児童数を150人まで減少させ、**令和10年4月に待機児童ゼロを達成すること**を目標とする。



	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用ニーズ	12,800	13,719	14,365	14,989	15,360	15,750
受入可能児童数	13,312	14,678	15,587	16,187	16,595	17,083
居場所事業	0	238	982	1,941	2,715	3,816
(施設数)	(0)	(4)	(13)	(25)	(36)	(48)
民設クラブ	9,519	10,739	11,356	11,596	11,730	11,535
(施設数)	(234)	(252)	(268)	(274)	(278)	(274)
公設クラブ	3,793	3,701	3,249	2,650	2,150	1,732
(施設数)	(74)	(70)	(62)	(52)	(42)	(36)
待機児童数	333	299	230	150	50	0

※学区によっては定員の弾力化や利用ニーズが受入可能児童数を下回っていることで、受入に余裕があるクラブがあるため、利用ニーズと受入可能児童数の差し引きと待機児童数は一致しない。

整備内容	令和6年4月1日導入 (モデル事業)	令和7年4月1日導入 (モデル事業)
放課後子ども居場所事業	栄小、鈴谷小、岸町小、新和小・・・4校	七里小、与野本町小、針ヶ谷小、常盤小、大谷場東小、中尾小、道祖土小、尾間木小、上里小・・・9校 (新規)
整備内容	令和6年4月2日～令和7年4月1日新規開設	
民設放課後児童クラブ整備	指扇小、宮原小、大砂土小、大宮東小、大宮南小、春岡小、島小、与野西北小、西浦和小、北浦和小、仲町小×2か所、大東小、沼影小、浦和大里小、向小、美園北小・・・17か所	

※放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの整備計画については、最新の利用ニーズの推計等に基づき毎年度更新する必要があるため、直近の整備内容のみ掲載

2 今後のスケジュール

- 令和6年9月 さいたま市議会9月定例会
 - 「(仮称)さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針(素案)」の報告
 - ・令和7年度放課後子ども居場所事業モデル校決定
- 令和7年9月 さいたま市議会9月定例会
 - 「(仮称)さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針(素案)」の修正版の報告
 - ・令和8年度放課後子ども居場所事業導入校決定
- 令和7年12月 さいたま市議会12月定例会
 - 「(仮称)さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針(案)」の報告
 - ・放課後子ども居場所事業導入に伴う民設放課後児童クラブに対する支援策決定
 - ・令和9年度放課後子ども居場所事業導入校決定
- 令和8年1月 パブリック・コメントの実施
- 令和8年3月 「(仮称)さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針」の策定